

平成23年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 平成23年3月22日（火） 午後3時00分～午後4時35分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第9号』平成22年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）
- (2) 『議案第12号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部改正
- (3) 『議案第13号』千代田区教育委員会文書管理規程の廃止

【子ども施設課】

- (1) 『議案第10号』千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正

【指導課】

- (1) 『議案第14号』人事案件 【秘密会】
- (2) 『議案第15号』幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正
- (3) 『議案第16号』幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正
- (4) 『議案第17号』幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正
- (5) 『議案第18号』義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正
- (6) 『議案第19号』幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正
- (7) 『議案第20号』幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正
- (8) 『議案第21号』幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正
- (9) 『議案第22号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正
- (10) 『議案第23号』千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正
- (11) 『議案第24号』平成23年度「特色ある教育活動」事業の実施

【図書・文化資源担当課】

- (1) 『議案第11号』千代田区指定文化財の指定

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 東北地方太平洋沖地震後の対応について
- (2) 平成23年度 入学式出席者名簿

【指導課】

- (1) 人事案件 【秘密会】

第 3 選挙

- (1) 委員長選挙
- (2) 職務代理者指定

第 4 その他

【学務課】

(1) インフルエンザ

【子ども総務課】

(1) 教育委員会秘密会会議録の公開

出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	福澤 武
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

出席職員 (9名)

子ども・教育部長	立川 資久
次世代育成担当部長	保科 彰吾
子ども総務課長	坂田 融朗
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	眞家 文夫
児童・家庭支援センター所長	峯岸 邦夫
学務課長	門口 昌史
指導課長	坂 光司
図書・文化資源担当課長	前田 康行

欠席職員 (1名)

参事(子ども健康担当)	清古 愛弓
-------------	-------

書記 (2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長

開会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することといたしますので、ご了承をお願いいたします。

さて、前回3月11日に開会予定でございました第4回定例会は、大地震のために流会となりましたので、そのことを報告申し上げます。

なお、今回の震災により、被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方々に対し、この委員会として黙祷をささげたいと存じます。皆様のご起立をお願いいたします。

黙祷。

(黙 祷)

市川委員長

直れ。ご着席願います。

それでは、ただいまから、平成23年教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日は、清古参事が欠席でございます。

なお、今回の署名委員は、中川委員にお願いをいたします。

本日の議事日程は、お配りしてあるとおりでございますけれども、議案のうちの「議案第14号」人事案件、及び報告のうちの指導課からの人事案件、これにつきましては、個人情報に当然含まれているわけでございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定に基づきまして、非公開としたいと思っておりますので、その可否を求めます。

賛成の委員さんには挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長

はい。全員賛成でございますので、それでは、非公開といたします。

この件につきましては、ただいま非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席していただき、行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、第3の選挙は、日程を変更しまして、第4、その他の次に行うことにしたいと思います。

◎日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 『議案第9号』平成22年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)
- (2) 『議案第12号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部改正
- (3) 『議案第13号』千代田区教育委員会文書管理規程の廃止

子ども施設課

- (1) 『議案第10号』千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正
- ### 指導課
- (2) 『議案第15号』幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正
 - (3) 『議案第16号』幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正
 - (4) 『議案第17号』幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正
 - (5) 『議案第18号』義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正
 - (6) 『議案第19号』幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正
 - (7) 『議案第20号』幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正
 - (8) 『議案第21号』幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正
 - (9) 『議案第22号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正

(10) 『議案第23号』千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正

(11) 『議案第24号』平成23年度「特色ある教育活動」事業の実施

図書・文化資源担当課

(1) 『議案第11号』千代田区指定文化財の指定

市川委員長

それでは、初めに、議案第9号、平成22年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）につきまして、子ども総務課長から説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、よろしく願いいたします。

点検評価につきましては、先般の当委員会におきましてご協議をいただいたところがございます。それを受けまして、若干の修正をさせていただいて、本日提案をさせていただいております。

61ページになります。「有識者からの意見に対する教育委員会としてのまとめ」という部分で、修正を加えさせていただきました。

修正点でございますが、ちょうど中ほどの「なお」から始まる段落でございますけれども、「なお、今後」というところですね。そこにつきましては、先般、中川委員からもご指摘いただいて、有識者の中の金藤委員が指摘をされていることが重要じゃないかというようなお話もいただき、要は、これから教育委員会の方向性の1つとして、ハードから、むしろソフトの開発へといったところが重要だということのご指摘を受けまして、若干そのように文章を修正させていただいております。

2点目でございますが、次の段落の「例えば、「大人の学び」の視点や」云々でございますが、そこで「総合型地域スポーツクラブを踏まえ」というような前回の表現をとってございましたが、総合型地域スポーツクラブそのものが、今後の成り行きというのはなかなか見通せないところがあるよというようなご指摘もいただいたところがございます。したがって、そういった視点も「踏まえ」を「検討し」という表現に改めさせていただいております。

そのほか、次の62ページになりますけれども、ここは福澤委員からもご指摘をいただいたところです。62ページの一番上段の文章でございます。前のページから続いておりますけれども、「老若男女を問わず、いつでも参加でき、異世代間の交流を深め」と。要するに、千代田区は、こども園も含め、縦の交流、世代間の交流というものを重視してきているじゃないかと、その必要性があるんだろうというようなご指摘もいただいたところがございます。したがって、単に「交流」ということじゃなしに、「異世代間の交流」というふうに文章を改めさせていただきました。

そして、最後になりますけれども、九段中等のことについて表記をした部分でございます。「また」以下でございますけれども。ここで中川委員から、人格の形成云々は九段中等に限った話ではないというようなことがございまして、まさにそのとおりでございますので、その点は削除をさせていた

だき、さらには、必要なデータの蓄積、データとは何ぞやと、また、それは難しい話だなというようなご指摘も委員長からもいただきましたので、そこももうちょっと具体的に書きました。要は、データといいましても、学業成績や進路実績のみではなく、卒業生、保護者の満足度ですとか、各種、6年間で体験をした学習活動あるいは行事等の体験量、こういったものも——実はこれは有識者のご指摘でもあったわけですが、そういった体験量等のデータも蓄積をする必要があるだろうというような表現に変えさせていただいております。

以上、前回の協議を受けまして、変更点は以上でございます。よろしくお願いいたします。

市川委員長 　ただいま説明がございましたように、前回いろいろご意見をいただいた部分について修正を行ったという報告でございますが、何か改めてご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

市川委員長 　それでは、前回もご検討いただいたことでございますので。これは議決を要するんだね。

子ども総務課長 　はい。

市川委員長 　議案でございますので、本件につきまして、当委員会としての意見をまとめたいと思いますが。

本件につきまして、ご異議のない委員さんには挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

市川委員長 　全員、異議がない、賛成ということでございますので、そのように取り計らいをお願いします。

次は、議案第12号、千代田区教育委員会の事務局処務規則の一部を改正、及び議案第13号、千代田区教育委員会文書管理規程の廃止について、子ども総務課長から説明してください。

子ども総務課長 　それでは、2つの規程、規則の改正でございます。

実は、まず、文書管理規程というのが区役所にはございます。教育委員会にももちろんあるんですけども、文書管理規程といいますのは、文書の作成あるいは取得から廃棄に至るまでの文書の一生をルール化したものが文書管理規程でございます。この文書管理のあり方につきましては、平成20年に、実は区としてシステム導入をいたしまして、教育委員会の文書管理上のルールと区長部局のそれとは、同様になってございます。したがって、教育委員会が単独に規程を持つ意味がそもそもないということもございまして、これを廃止し、ただし、区長部局のものと一緒だということを明示する必要がございますので、それを処務規則上に、区長部局の例に倣う、準用するという形で処務規則の中にうたうということでございます。

あわせまして、これまで教育委員会の服務規程というのはなかったと。服

務規程というのは、公務員が有すべき倫理感、職務態度、それを決めているものがサービスの規程ですけれども、それにつきまして、今まで不備がございましたので、あわせて処務規則の中にその一文を加える。その際にもやはり区長部局と同様の、公務員としてのあるべき態度でございますので、同様の扱いということで、サービスの規程を処務規則の中に、千代田区職員サービス規程——これが区長部局で持っている規程ですが、その定めるところによるという形の改正でございます。

以上です。

市川委員長 説明は終わりましたが、本件につきまして、何かご質問、ご意見等がありましたらご発言お願いいたします。

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、本件も議案でございますので、議案第12号及び議案第13号について採決をいたしたいと思えます。

両案につきまして、賛成の委員には挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございます。ただいまの2件につきましては、提示のように決定することといたします。

それでは、次でございますが、議案第10号、千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について。これは子ども施設課長から説明をしてください。

子ども施設課長 それでは、議案第10号、学校施設使用条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。

お手元に改正後と改正前の新旧対照表がございます。内容といたしましては、来年度から、富士見みらい館のプールの一般開放につきまして、従前、午後5時までだったものを9時までに時間延長することに伴いまして、規則の別表第1を改正するものでございます。みらい館のプールにつきましては、コミュニティスクールということで、区長部局の文化スポーツ課で所管しておりますが、昨年、初年度ということで、午後5時までということにしておりました。利用者の方から、他の施設と同じように9時までにしてほしいというご要望が多数ありまして、時間延長することといたしました。

なお、みらい館のプールにつきましては、他の施設のように、フルシーズン使える温水プールということではなくて、加温式ということで設備となっておりますので、一般開放をする時期は6月中旬から9月中旬までの利用となっております。実際には夏休みが中心で、他が土曜・日曜の開放ということになっております。

説明は以上でございます。

市川委員長 説明は終わりましたが、何かご発言があれば、どうぞお願いいたします。

(「なし」の声あり)

市川委員長 特にございませんでしたら、本件について採決をしたいと思えます。

賛成の委員さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、ただいまの説明のとおり決定することといたします。

次は、議案第15号から議案第23号までの9件につきまして、関連する案件でございますので、指導課長からまとめて説明をお願いします。

指導課長

ただいま説明がありました、議案第10号の資料の次に、「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う規則改正について」という資料と、議案15号から9つの議案をステイブルで綴じた資料が関連資料になりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

本来は、議案第15号が一番上のページになっております新旧対照表が本体になりますけれども、複雑な内容になっておりますので、改正概要をA4 1枚にまとめさせていただきましたので、こちらをごらんいただければと思います。この会で、以前、幼稚園の教員の給与について、職責・職務に応じたメリ張りのある給与制度を構築するという視点から、条例改正をご審議いただいたものに関連しての内容でございます。

具体的には、幼稚園の教頭を廃止して副校長に改めることですか、現在、給料表が3層性になっておりますが、これを新たに4層性にして、給料表を職責・職務に応じた給料表に変えていくこと、あるいは期末勤勉手当における職務段階加算の取り扱い、こういったものについて条例の改正をご審議いただきました。

本日は、これに伴って、教育委員会の規則を改めていただく内容になりますけれども、条例の一部改正に伴いまして、文言の修正ですとか整合、あるいは条文の追加、削除、項目がずれてまいりますのでその修正、また給料表の修正ですとか超過勤務手当などの様式の変更、こういったものが具体的にありますが、事務的、技術的なものですので、総括して説明をさせていただきます。

改正概要が1から9までありますけれども、今まで話題に挙がってきていないものは、8の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する一部改正の中で、2本、①②と2つ項目がありますが、①の「慶弔休暇の承認時に証明書の提出を義務付ける」というものがあります。これは、今までのお話の中では出てきていないものですが、これは区長部局との整合をとるために加わっているものでございます。

それから、9つ目、最後に、「千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正」。この区立学校の管理運営規則というのは、夏休みとか冬休み、あるいは1学期、2学期の期日を規定したり、校長、副校長の役目を明記したりするものでございますけれども、幼稚園の教頭が廃止になりまして、副園長が新たにできますので、これを管理運営規則の中に反映するというところで、新たにご審議いただくものでございます。

簡単に申し上げますと、以前の条例改正に伴う教育委員会規則の整合をとっ

ていただくためのご審議ということでお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

市川委員長

はい。9本の規則案でございます。おおむね条例に沿った、おおむねというか、全部が、条例に沿って文言を整理するとか内容を整理するとか、そういう案件でございますが、何かご質問等ございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

特にございませんでしたら、議案第15号から議案第23号までの9件につきまして、関連する案件でございますので、まとめて採決をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、議案第15号から議案第23号までの9件は一括で採決いたします。

議案第15号から議案第23号までの9件について、賛成の委員さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございます。ただいまの9件、決定することといたします。

次は、議案第24号、平成23年度「特色ある教育活動」事業の実施について、指導課長から説明をお願いします。

指導課長

はい。お手元に、左肩に「議案第24号」と打たせていただいた関連資料がクリップでとめさせていただいておりますが、こちらをご用意ください。

このことにつきましては、当初、前回予定しておりました11日の定例会において概要を説明させていただき、また、一部内容を説明させていただいた上で、委員の皆様からも質問を賜り、状況に応じて、本日、校・園長も参加させていただいて、意見交換をしていただき、予算案の決定という流れを予定しておりましたが、先ほど委員長からもご案内がありましたような状況で、流会になっておりますので、本日一括でお願いするものでございます。今後の予定と、今日、事務局から精査した内容について簡単に説明をさせていただき、第一次として予算案をご承認いただければと思っております。4月以降この事業が実際に動き始めますので、移動教育委員会等で、学校・幼稚園においでになった際に、校・園長から説明やら、実際にその様子を見ていただき、そのときにこういうふうにしたほうがもっと良いとか、こういう形をとったら良いのではというご意見を賜ればと思っております。後ほど予算等、詳細に若干触れさせていただきますが、一定程度の予算を、今、保留額ということで残しておりますので、その保留額について、委員の皆様からいただいた項目・内容を校長と相談しまして、また、その具体策、具現化ということで、追加の予算措置をできればさせていただきたいなと思っております。

概要について、まず説明をさせていただきますが、議案第24号の一番上の資料にありますように、総額としては2,700万程度の予算規模になっており

ます。

資料3番目をごらんいただきたいんですが、右肩に「資料2」と四角囲みさせていただいているものでございます。

この2,700万の予算枠の中で、各学校・園から申請がありました事業が、106の事業が提案されましたけれども、この中身、内容を事務局で精査させていただきまして、これまで安定的に実施しているもの、実績のあるもの、また、この事業の趣旨にすべてのものが適しているということで承認いただければと思っておるのですけれども、内容的に、ほかの事業に振り分けたほうがいいと考えられるものが、「アーティスト・イン・スクール」、それから「健康・食育・体力向上プラン」に関係するもの、あるいは「きめ細かな指導の推進」に関連するものなど、あわせて7つの事業を他事業に振り分けたほうが効果的だろうと考えまして、本日、事務局からは99の事業を申請させていただいているものでございます。

幼稚園の提案事業の傾向といたしましては、保護者への啓発ですとか地域の人たちとのかかわりを深める活動を計画しているところが多うございます。また、小学校については、地域にお住みになっている伝統文化の指導者を活用した取り組みなどが多く提案されています。また、中学校では、地域の人材や卒業生を活用した事業、あるいは専門家から指導を受ける事業の計画が多くなっているところでございます。

資料3が、今回提案され、事務局で推薦させていただいている99の事業になるわけですけれども、例えば5ページをごらんいただけますでしょうか。5ページの千代田幼稚園の一番下の行に網かけをさせさせていただきました。これが新規事業でございます。新規事業がこのような網かけの形で表記されておりますけれども、例えば、千代田幼稚園の絵画製作活動は、幼児の造形表現を専門としている大学の教授を招いて、なかなか、幼稚園だけではできないような手法を使って、子どもたちに製作活動をさせるという内容です。今計画されているものは、フィンガーペイントといいまして、手にインク、塗料をつけて、指、手を筆がわりにして絵をかかせたり、あるいは、ステンレスの板を使って版画のようなものをつくらせたりということでございます。

それから、8ページに、ふじみこども園の新規事業が2つ出ておりますけれども、上段の造形教室は、これは彫刻家をお招きして、さまざまな粘土を、素材の違う粘土を利用して造形遊びを子どもたちに取り組みせ、創造性など、情操を高めていく活動をするというものでございます。

それから、下のページ、9ページが麴町小学校ですが、言語活動の指導ということで、これまでもラジオのパーソナリティーですとかあるいは声優をしている方をお招きし、読み聞かせの取り組みなどはこれまでできていたんですが、それをさらに進めてということで、朗読の仕方だとか話し方を、こういったラジオパーソナリティー、声優、こういう立場の方からご教示いただくという活動を提案してきております。

そのほか、10ページに、九段小から、地域連携支援コーディネーターを活用した取り組みということで、これは事務局としても注目したい取り組みの1つなのですが、この学校の事情として、様々な取り組みを行うのですが、保護者や地域の方の参加する機会や場面がなかなかない、参加者が限られてしまっていると。いつも同じ人に来ていただいているよというような課題がありました。元本校のPTAの役員の方にこのコーディネーターになっていただき、地域人材の発掘ですとか、あるいは学校がこういうことをしたいんだけどもというときに相談に乗っていただいて、人的ネットワークを活用した人材発掘をして、子どもたちに多様な活動を体験させていくというものでございます。金額としてはボランティア並みで、通信費ですとか交通費に相当するものでありますけれども、保護者の家庭の教育の向上ですとか、あるいは地域人材のさらなる活用という部分では注目していきたい事業の1つでございます。

そのほか、お茶の水小学校、和泉小学校、麴町中学校、神田一橋中学校から新規事業が提案されておりますけれども、時間が限られておりますので駆け足で説明させていただきましたが、十分事務局で精査をさせていただきましたので、ひとまず第一次ということで、この事業の予算案をご承認いただければと思っております。

繰り返しになりますが、4月始まったところで実際にごらんいただいたり、校長から説明する機会を設けたいと思いますので、ぜひ、そこでご助言賜れば、また、それを踏まえた具現策へ、予算を措置していきたいと考えております。

また、幾つかの学校をごらんいただいた段階で、教育委員の皆様から、こういう事業をやったらどうかというようなご指示をいただきましたらば、この保留している金額が、今500万円を超える額を保留しておりますので、この中で教育委員提案事業のような形もとれるかなと思っておりますので、そのときにはよろしくお願ひしたいと思っております。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明は終わりましたが、何かご発言がありましたらお願いをしたいと思います。

どうぞ。

古川委員

22年度のときに、地域のボランティアとか学生ボランティアの方の分の申告がたくさんあったのですが、そのときに、この「特色ある教育活動」のくくりじゃないほうが良いというようなお話もありましたが、今回見たら載っていないんですけれども、その部分はどのような扱いになっているのでしょうか。

指導課長

ボランティアも、例えば特別支援教育に関するボランティア、あるいは地域の人材活用のためのボランティア、さまざまありますけれども、関連した事業がありますので、そちらに振り分けさせていただいて、そちらで予算措置をさせていただくことにしました。

予算の規模としては、本年度22年度並みの形で実施できるかと思っております。

古川委員 はい、わかりました。

中川委員 事業自体はいろいろ取り組みがあって良いと思うんですけども、1つ、ちょっと気になったことがあります。九段小学校の「九段囃子の指導」というところがありますけれども、その中に、みたま祭とかえんにち広場とかさくら茶祭とかというところで活動してもらおうということが出ています。みたま祭は靖国神社の行事ですよ。そのことについて、ちょっと、ほかの地域の、地元の氏神様とは違うところがありますが、参加することに保護者のほうから何か問題が出たりとか、質問があったことはないんですか。

指導課長 はい。教育委員会といたしましては、公立学校ですので、宗教的な活動については一定の線を引いて取り組むべきと考えております。これは学校も特定の宗教等を支持するというようなことではなく、千代田区のこういった神社の催し等々については、地域の伝統行事、日本の伝統文化という位置づけの中で取り組むという考え方で整理をさせていただいています。この参加については、もちろん強制でもありませんし、学校の方針を保護者に説明させていただき、その上での参加をお願いするという形になっております。

したがって、特に、今までの中で、保護者の方から参加についていかなものかというようなことは、学校あるいは教育委員会事務局のほうにはお寄せいただいております。

市川委員長 よろしゅうございますか。

中川委員 はい。

市川委員長 ほかにいかがでしょうか。

これ、今年度は大分急ぎ足でやりましたね。学校側からの評判あるいは地域の評判というのはどうですか。

指導課長 比較的、安定的、恒常的に取り組んでいる内容が多うございましたので、早く予算を決めてくれということで、お叱りを受けた場面がありますけれども、ご決定いただきまして、学校側にはすぐに回答しましたので、その部分では好意的に受けとめていただいております。次回からは、年度初めには明確になるようにということも現場から強い要望としてありましたので、本来ならば協議していただいてご審議いただくという、2回費やす内容だとは思いますが、今日、一括でご審議、ご決定いただければと思っている次第でございます。

市川委員長 実際に、地域の方が講師なりなんなりを務めて、その反応というのは来ていますか。

指導課長 内容的には、かなり子どもたちの興味・関心が高まるような内容になっておりますので、取り組みについては非常に評価いただいております。また、子どもたちがそういったわけで、食いつきが良いといえますか、一生懸命子どもたちも取り組みますので、ご協力いただいている地域の方も非常に前向きにとらえていただいております。機会があったらまた協力しますよというよう

なお言葉もちょうだいしています。

市川委員長

ほかにかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、よろしければ、24号につきまして採決をしたいと思います。
賛成される委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございます。予算案とそれから内容ですが、このように決定することといたします。

次に、千代田区指定文化財の指定について、図書・文化資源担当課長さんから説明してください。

図書・文化資源担当課長

千代田区指定文化財の指定につきまして、前回の委員会におきまして協議いただいたところですが、本日は正式に議案として提出するものでございます。

まず、平成23年度の千代田区指定文化財として、新たに2件提案いたします。

1件は、工芸品の有形文化財として、山王大権現神号額、宝暦六年銘で、歴史資料有形文化財として庚申塔になります。

資料を1枚おめくりください。

工芸品の有形文化財、山王大権現神号額、宝暦六年銘でございます。製作年代は宝暦6年(1756年)初冬、所在地につきましては千代田区永田町二丁目10番5号、日枝神社、所有者は宗教法人日枝神社でございます。

前回の繰り返しになりますので、指定理由のほうについてだけ、簡単にご説明させていただきます。

日枝神社につきましては、既に、扁額としましては、「文化二年奉納山王大権現神号扁額」というのがあります。これは1805年に製作されたものですが、今回のものは、それよりさらにさかのぼる宝暦6年(1756年)の製作でございます。実際は、この1805年の前年に火事がありまして、既に扁額につきましては、日枝神社にはないというようなことが伝えられていたんですが、宝物殿のほうに、新たに、それよりさらにさかのぼる古いものが保管されているということで、今回のものにつきましては、黒漆・朱・金箔などによる装飾がなされるなど製作が優秀であり、千代田区内に現存する数少ない江戸時代中期の木製の工芸品といえるということで、千代田区の指定文化財として提案するものでございます。

もう一枚おめくりください。

歴史資料の有形文化財の庚申塔であります。製作年代は宝暦2年(1752年)9月です。所在地は千代田区麴町六丁目4番2号、心法寺です。所有者は宗教法人心法寺でございます。

この庚申塔につきましては、江戸時代前期以降に見られる庚申塔の典型的な形態を備え、また、彫刻の保存状態も他区の物件と比較しても優れており、江戸時代中期の石造物として貴重な物件であるということで、千代田区

の指定文化財への指定を提案するものでございます。

現在、千代田区の指定文化財につきましては、62点指定しております、本件の2件を加えますと、全部で64点になります。日枝神社につきましてはこれまで11件指定しております、今回のものを加えて12件、心法寺につきましては5件指定しております、今回のものを加えて6件指定することになります。

説明は以上です。

市川委員長

ご苦労さまです。

何かご発言がありましたら、お願いをいたします。

特にございませつか。よろしゅうございませつか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、議案第11号につきまして、採決をいたしたいと思ひませ。

賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございませつか、決定をすることにいたします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 東北地方太平洋沖地震後の対応について

(2) 平成23年度 入学式出席者名簿

市川委員長

次は報告ですな。

初めに、子ども・教育部長から報告を願ひませ。

子ども・教育部長

3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震後の対応状況についてご報告をさせていただきます。資料をごらんください。

各委員の皆様方に、3月17日までの状況につきましてはファクシミリでご報告をさせていただいておりますが、改めまして、発生直後の対応状況のうち、主立ったものについてご報告をさせていただきます。

まず、3月11日、地震は14時46分に発生いたしましたか、交通機関の麻痺によりまして、園児・児童約200名が各施設に保護者の迎えを待って宿泊するという状況になりました。また、当日、遠足がございました昌平小学校6年生と千代田小学校の3組児童につきましては、当日は帰校することができませんでした。

一方、子ども・教育部の職員40名及び各施設の教職員等、約70%が、各施設、また災害本部で、また各避難所の事務に従事することで宿泊いたしました。

翌12日でございませつか、遠足に行つて戻つてくることかできませんでした昌平小の子どもたちにつきましては、午前4時、そして千代田小の3組児童につきましては、午前8時に帰校することができました。

この12日ですが、お昼12時半過ぎに、九段中等教育学校の生徒の安否確認

をすべて終了いたしまして、全園児・児童・生徒が帰宅をすることができました。

次に、3月14日ですが、全園・校を開園・開校する予定でございましたが、番町小学校の教員の参集状況が芳しくないために、番町小学校のみ休校の決定をいたしました。また、他の学校につきましても、無理して登校することのないようにということを保護者に連絡をいたしました。

次に、翌3月15日ですが、全園・全校で開園・開校いたしました。

次、3月16日ですが、こちらも全園・全校で開園・開校いたしました。学校給食を食材の調達等の関係で提供することができず、全校で提供を休止いたしました。よって、小学校では弁当を持参、中学校は終業繰上げで対応したところでございます。

資料裏面になりますが、校外施設の軽井沢少年自然の家、これは定員270名ですが、ここで被災者の受け入れが可能か検討することが本部会議で決まりました。

翌3月17日ですが、幼稚園とこども園では修了式を挙行いたしました。また、その後に控えておりました中学校卒業式、保育園卒園式、小学校卒業式につきましても、余震対策及び被災地への配慮の観点から、時間を短縮するとともに、厳かに挙行するよう、各園・校に指示したものでございます。

翌3月18日ですが、中学校で卒業式を挙行いたしました。また、先ほど申し上げました軽井沢少年自然の家では、被災者約200名をいつでも受け入れられる態勢を確保いたしました。

3月19日でございますが、保育園で卒園式を挙行いたしました。

3月20日と21日につきましては、日曜日・春分の日でありましたので、休業でございます。

そして、本日3月22日につきましては、全園・校で開園・開校いたしまして、幼稚園は春休みに入っております。

以上が、主立った対応状況でございます。

地震があった当日は、委員長にお越しいただきまして、翌日の朝まで事態の推移をお見守りいただきましたけれども、毎年、帰宅困難者訓練というのが区でも行われているわけですが、何分、想定外の事態が多々発生いたしまして、このたびの対応状況につきましては、十分に検証して、今後の対応策を再構築していこうということで、環境安全部のほうで意見集約を各部に対して行っています。教育委員会からも、現場の声も踏まえまして、意見を提出したところでございます。

なお、そういった今後の対応もさることながら、東京都では、ご案内かと思いますが、ビッグサイトと国際フォーラムで数千人規模の被災者を受け入れる準備を進めておりまして、その後の対応につきまして、特に国際フォーラムに受け入れた部分につきましては、千代田区でも何らかの対応が必要ということで、そういった今回の地震への対応もまだ済んでいない状況で、先ほど軽井沢で受け入れると申し上げましたが、そこへの被災者をどのよう

に受け入れるかも含めまして、まだまだ今回の地震の対応が続いている状況でございます。

報告は以上でございます。

市川委員長

報告は終わりましたが、何かございましたら、ご発言、質問等お願いをしたいと思えます。

中川委員

すみません。区の住民には、安心安全メールというのは来るんですけども、それとは別に、学校の保護者や何かには、何か共通したメールというのはあるんですか。

子ども・教育部長

学校園連絡網メールというのがございまして、各施設ごとに保護者に通知するシステムがございます。それと同時に、電話連絡網を使って対応いたしました。ただ、発災当初は、なかなかうまく事が運ばなかったこともございます。

中川委員

私たち委員ができることは限られているかもしれませんが、できたらそういう学校メールも教育委員のほうにも流していただけると、今どうなっているかというのがわかって、良いと思うんですけども。今回、何かできないかなと思いつながら、はらはらしているうちに日がたっちゃったというようなところが教育委員のほうにはありますので。

子ども・教育部長

各校・園、すべて別々に送信されておりますけども、発信の対象先が保護者、また教職員あてというのがほとんどなんですけど、そこに教育委員会も含めたり、また教育委員も含めたりすることは可能でございますので、内容にもよりますが、今の委員のご意見を踏まえまして、検討させていただきたいと思えます。

市川委員長

ほかにいかがでしょうか。

それでは、本件はよろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、次に移りたいと思えますが、次は、平成23年度の入学式出席者についてということですね。

子ども総務課長

それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思えますが、4月の入学式の予定でございます。4月6日の小学校と中学校・中等教育学校、10日には神田一橋の通信教育課程ということでございます。そこに出席をお願いしております教育委員さん及び事務局職員ということになりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

以上です。

市川委員長

名簿をつくっていただきましたので、委員の皆様にも、よろしく、私からもお願いをします。

特に、この件につきましてはよろしゅうございますね。

(了 承)

◎日程第4 その他

学務課

(1) インフルエンザ

子ども総務課

(1) 教育委員会秘密会会議録の公開

市川委員長
学務課長

それでは、ほかに報告事項があれば。

私のほうからインフルエンザの臨時休業の措置一覧につきまして、ご報告申し上げます。

資料につきましては、1枚、資料をつけてございます。

このたび、3月16日から17日にかけて、富士見小学校の1年1組で学級閉鎖、4年生で学年閉鎖がございました。資料No.の4番と5番でございます。それぞれインフルエンザ様疾患でお子様のお休みが多かったため、休業とさせていただいております。

こちらの一覧で、今年度のインフルエンザにおきます臨時休業の措置状況をまとめさせていただいておりますが、千代田区では幼稚園で1件、小学校で4件、合計5件だけということで、他の区に比べますと非常に少ない状況で、今のところ来ているのかなと思っております。

ただ、まだ若干、インフルエンザ様疾患でお休みの方もいらっしゃいますし、4月に入ってもまだまだ、インフルエンザが多いという予測もございませぬので、今後も学校側とよく調整をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

市川委員長

本件につきましては何かございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長
子ども総務課長

特になければ、子ども総務課長のほうから。

それではまた別件でございますが、特に資料は用意してございませんけれども、実は、教育委員会の議事録、これは一般に公開をしておることはご承知のことかと思うんですが、その中でも秘密会とされるもの、これにつきましては、一般公開はもちろんしていないのが現状でございます。秘密会にする議題というものは、1つは、意思形成の過程にあるものですか、プライバシー関係のものというのがございます。その関係で秘密扱いということになっておりました。

しかしながら、実は先般の議会におきまして、秘密会といえども、意思形成過程のものについては、その形成が確定したときには、その内容によっては一般公開をすべきではないかというような議論がございました。教育委員会事務局としましても、善処させていただきますという回答をさせていただいたんですが、もちろんプライバシー情報は、これは時がたってもなかなか出せるものではございません。しかしながら、意思形成過程の議題につきましては、具体的に言えば、1つは計画ものですか、あるいは予算の意思形成過程であるとか、あるいは執行体制の議題であるとかということになるんですけれども、その手のものは、事が終わりました、要するに意思が形成さ

れた暁には出せるものもあるだろうということで、議会のご指摘も受けまして、今般出せるものを精査して、今後は、秘密会といえども、その内容によっては公開を順次していくという取り扱いにさせていただきたいというふうに思います。事務局としてはそのような取り扱いをしたいということでございます。何とぞご了承いただければというふうに思います。

以上です。

市川委員長

反対意見は述べられないね。ご了承をいただければと。まあ、それは冗談ですが、もし何かございましたら。

やっぱり、そうでしょうな。時代の流れからしてね。マル秘のものでも、何年かすれば公開しますよというのが普通の状況になりつつあるので。まして意思形成過程が終わったものについては、いろいろ精査してもらう必要はあると思いますけれども、公開してもよろしいんじゃないでしょうかねと思いますが。

予算とかね、特に、人事なんていうのはもう、決定して公開になったら、もう秘密もなにもないものね。

中川委員

それは構いませんが、どんないきさつでそういう話が出てきたんですか、議会で。

子ども総務課長

実は、当委員会でも協議をお願いしておりました「共育マスタープラン」というのがございましたよね。それは21年ですか。その共育マスタープランは、相当中身は濃いものだと、良いものだという評価もいただいたところなんですけれども、その中身の議論をどういうふうにしてきたのか知りたいと思った議員さんがいらっしゃいまして、しかしながら、それは意思形成過程でずっと非公開であったということが1つのきっかけになったようでございます。

計画ものであれば、もう、それが策定ということになれば、その過程を知らせることは何ら問題ないんじゃないかというようなお話がございまして、それが端を発して、そういうことになったわけです。

教育長

もう一点、予算審議をやはり秘密会でやっていますよね。部長から何回か説明して、いろいろご意見をいただくもの。それも、意思形成過程ということで秘密会なんですけど、それが予算の案として議会に出された段階では、教育委員会としてはどんな中身について審議をやったのか、具体的には、特に、スクールライフサポーターの事業について、どんなやりとりがあったのか知りたかったと、そういうことがございました。

市川委員長

まあ、予算なんていうのは、財政課で大体、大なたを振るって小なたを振るって、差し支えないようなものが委員会には見せられるわけで、よほどのことがない限り、いかがなものかとは言わないですよ。むしろそれよりも、こういう予算はつかないのかというような議論が主体になる可能性がありますよね。だから、そういうのであれば、一定の時間がついて、残念ながら平成22年度はつきませんでしたという説明で終わるわけで。僕はそういうのはどんどん流して良いんじゃないかなと思うんですよ。

また、人事案件も、人の人物を評価するわけじゃないですからね。だから、そういうのは良いんじゃないのかなというふうには思っていたけどね。前から、僕は秘密会の案件が多過ぎると思っていたくらいなんですよ。

子ども総務課長 秘密会そのものの案件を、やはりもうちょっと精査しないとイケないですね。

市川委員長 いずれにしても、いろいろ事務的にも問題があるんだろうと思うから、公開するとしても、何をどこまで公開するかということはきっちり押さえて、それで、また諮ってみてください。お願いします。

子ども総務課長 はい。

市川委員長 それでは、ほかに、各課長さんからありますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 なければ、教育委員さんからはございますか。

中川委員 この間、神田一橋中学の人権講座ということで、ホームレスの方のお話を聞く会というのがありました。雅楽教室と重複していましたが神田一橋中学校に行ってきました。まず、講堂で全体的な話を聞いて、その後、クラスに入って話し合いをしている中に、私たちも入ることができたんですけども、ふだんの授業参観とは違って、子どもたちの様子がすごくよくわかりました。後ろの方で静かにしていただけなんですけども、他人が入るということは、いろんなことがよくわかって結構そんなに悪いことでもないなと感じました。

市川委員長 いろいろあるんでしょうね。教員のほうも構えちゃうみたいなの、授業公開みたいなの。子どもたちも、場合によっては、今はそんなことはしないんでしょうけども、我々のころは訓練して、順番をつけて、一番最後は、おまえが手を挙げろとかね、やりましたけどね。今はそんなことはないんでしょうから。

それでは、よろしゅうございましょうか、ほかには。

(「なし」の声あり)

市川委員長 特になければ、選挙に入りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

◎日程第3 選挙

市川委員長 それでは、前から予告がありましたように、本日は委員長選挙につきまして、実施することになっておりますので、子ども総務課長から説明してください

子ども総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条2項に、委員長の任期は1年とするというふうに規定をされております。ただし、再選されることができるといいますのでございます。

市川委員長は、平成22年3月24日に就任をされ、明日23日までが委員長としての任期となっておりますので、本日、委員長の選挙をお願いしたいということでございます。

なお、新委員長の任期は、この3月24日から1年間ということになります。

委員長の選任方法でございますが、これは千代田区教育委員会会議規則第6条に基づきまして、単記無記名投票とされておりますので、この方法によるところでございます。

なお、投票事務及び開票事務は、事務局の成畑が務めることとなります。それでは、これから投票をお願いいたします。

(投票)

事務局

では、委員長選挙の開票結果を報告いたします。
市川委員、4票、中川委員、1票でございます。

子ども総務課長

はい。それでは、投票結果に基づきまして、委員長に市川委員が再任ということでございます。よろしくをお願いいたします。

委員長の任期は、先ほども申しましたとおり、平成23年3月24日から平成24年3月23日までの1年間ということでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、委員長の職務代理の指定を行います。

指定の方法は、同じく千代田区教育委員会会議規則第7条によりまして、単記無記名投票で行います。

同様に、投票事務及び開票事務は、事務局でございます成畑のほうでやらせていただきます。

それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

事務局

委員長職務代理者選挙の開票結果を報告いたします。
中川委員、4票。古川委員、1票。

以上です。

子ども総務課長

選挙の結果を受けまして、中川委員を委員長職務代理者に指定いたします。よろしくどうぞお願い申し上げます。

市川委員長

それでは、新委員長に就任のごあいさつを一言いただきたいと思います。

いやあ、いつも決まってそういうことをするんですけどもね。申しあげることがなくて。

皆様に推輓を受けまして委員長に就任することになりましたので、引き受けた以上は全力を尽くしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、続きまして、新職務代理者の中川委員に一言お願い申し上げます。

中川委員

まだ未熟ですので、もう一年、本当は古川委員にやっていただきたいのですが、できるだけことはさせていただきます。どうぞ、皆さんのお力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

子ども総務課長

以上でございます。

市川委員長

それでは、先ほど日程の最後にいたしました議案の第1、議案第14号、人

事案件ほか1件、この後、関係者以外退出していただきまして、会議に入りたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時13分

— 再開 —

(以降、秘密会につき、非公開)

— 閉会 —